

資料－ 1 行政機関による牛肉の放射性物質の検査結果

1. 食品中の放射性物質に関する検査については、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定。解除の考え方（平成27年3月20日改正）」（以下ガイドライン）に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、実施されています。
2. 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約して公表しています。牛肉について、平成25年度以降、基準値の超過はみられていません。

○牛肉の検査結果

年度	検査点数	基準値超過点数（注）	超過割合
～平成23年度	78,095	1,052	1.3%
平成24年度	153,238	6	0.004%
平成25年度	193,268	0	0%
平成26年度	186,937	0	0%
平成27年度（～12月28日）	171,975	0	0%

（注）平成24年4月から設定された基準値 100Bq/kg を超過した点数。

※検査結果の集計対象は、ガイドラインに基づき検査計画を策定している17都県。

出典：食品と放射能 Q&A（消費者庁）